

鳥取市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和5年2月1日

鳥取市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は鳥取県の東部に位置し、鳥取県の県都として、また山陰地方東部の中核都市として、周辺の政治・経済・産業・文化の中心となり発展を遂げてきた。

中国山地から日本海に北流する千代川流域にひらけた鳥取の北部、鳥取平野には、市街地と、日本一の規模を誇る「鳥取砂丘」が広がり、南は中国山地の裾野に囲まれた自然豊かなまちで、森林資源については戦後植栽されたスギ・ヒノキの人工林を中心に、本格的な利用期を迎えている。

しかし、林業は長引く原木価格の低迷により、森林整備の遅れや生産活動の低下、林業従事者の高齢化などから、利用期を迎えた多くの森林資源を十分に利用できない状況が続いている。

このような中、平成29年1月に山林未利用材などをエネルギー源とした木質バイオマス発電施設が稼働を始め、これまで利用されず山林に放置されていた低質材などの新たな利用が始まり、山林所有者の所得向上や原木価格の底上げ、新たな雇用の創出など地域に様々な波及効果が生まれている。

今後の木材需要に対応した木材生産の推進や木質バイオマス発電施設への原料の供給体制強化、本市の森林資源の有効活用と森林・林業の活性化に努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	面積	備考
鳥取市古市185	5,748㎡	木質バイオマス発電施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	16,700kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域無し

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用した木質チップを納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、地域に存するバイオマスの利用拡大につなげ、森林・林業の活性化と中山間地域の雇用創出や森林整備の推進に寄与する取組(農林漁業者の経営の改善の促進)

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間12,200万 kWh の発電及び木質チップ形状燃料16万トン(地域に存するバイオマスのバイオマス比率を年間を通して 80%以上)の安定供給を図り、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、木質バイオマス発電事業者は、認定設備整備計画の実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を鳥取市に報告することとする。また、該当する地域の再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会において、認定設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

木質バイオマス発電事業を中止又は終了した際は、木質バイオマス発電事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び木質バイオマス発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。